

お知らせ

従業員の給与支払報告書の提出

給与の支払者(事業主)には、原則として給与支払報告書の提出が義務付けられています。

市内在住の従業員がいる場合は、給与支払報告書(総括表)を送付しますとの連絡してください。

また、個人市民税・府民税の特別徴収(給与から差し引き)にご協力ください。

問 課税課市民税担当

TEL 06・6992・1456

給与の年末調整

年末調整とは、サラリーマンなどの給与所得者を対象に、1年間の給与総額が確定する年末にその年の所得税を再計算し、それまでに源泉徴収していた税額との差額を還付または徴収する手続きです。

年末調整の内容は、勤務先からお住まいの市町村へ給与支払報告書として提出され、翌年の個人市民税・府民税の課税資料となります。

年末調整を受けるには、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を勤務先へ提出していることが必要です。また、必要に応じて生命保険料・地震保険料などの控除や住宅借入金等特別控除

大阪府からのお知らせ

個人事業税(第2期分)の納期限は11月30日(月)です。期限内に忘れずに納めましょう。

第2期分の納付書は、第1期分の納付書に同封しています。

年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

口座振替を利用の場合、納付書は送付していません。

納付書を破損・紛失された場合は、府税事務所へ問い合わせください。

個人事業税は、納税通知書に記載の金融機関や府内の郵便局の他、コンビニエンスストアなど、府税事務所でも納付することができます。

また、府税収納を取り扱う金融機関(ゆうちょ銀行を除く)のPayeeasy(ペイジー)による納付や、スマートフォン決済アプリ「PayB(ペイビー)」を利用して納付することもできます。

口座振替を利用すると納期限の日に指定の預金口座から振り替えられます(申し込みからおおむね3カ月後の納付分から口座振替が開始されます)。

納付方法などの詳細は府ホームページ「府税あらかると」をご覧ください。

問 大阪府北河内府税事務所
TEL 072・844・1331

(2年目以降)を申告する書類を提出する必要があります。

なお、医療費控除を受けたり、初めて住宅借入金等特別控除を受ける場合は、税務署(場合により市)へ申告書を提出する必要があります。

また、ふるさと納税においてワンストップ特例制度を利用していても、確定申告もしくは住民税の申告をする場合はこの特例が適用できないため、申告の際に寄付金控除についてもあわせて申告する必要があります。注意してください。

問 課税課市民税担当

TEL 06・6992・1456

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税と個人市民税・府民税(普通徴収分)の第1〜3期分および軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

また、固定資産税・都市計画税の第4期の納期限は、11月30日(月)です。納期までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・

固定資産税の特例措置

土地に対する固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在、住宅の敷地となっている住宅用地であれば、特例措置により軽減されます。

賦課期日現在、住宅を建て替え中の場合でも、前年度の賦課期日における建て替え前の住宅の所有者が同じで、建て替え後の翌年度の賦課期日における住宅の所有者であることなど、一定の要件を満たすと申告により軽減対象となります。

問 課税課資産税担当

TEL 06・6992・1474

固定資産税の減額措置

省エネ改修工事

平成20年1月1日に存在し、令和3年3月31日までに一定の省エネ改修工事を行った住宅について、工事が完了した年の翌年度に係る固定資産税額の3分の1を減額します。

注 対象面積は居室部分の120平方メートルまでです。

対象住宅

- ▽専用住宅
- ▽延床面積に対し2分の1以上が居室部分である併用住宅
- ▽分譲マンションなどの区分所有家屋(原則、専用部分のみが対象)

注 賃貸住宅は除く。

給与など)に対し、差し押さえ、公売などを行っていくこととなりますので、納期限内での納付を必ずお願いします。

なお、病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問 納税課

TEL 06・6992・1852〜1854

ご存じですか

固定資産税(償却資産)

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の、固定資産(土地・家屋償却資産)の所有者に課税されます。このうち、償却資産とは事業の用に供する資産(機械、パソコン、陳列ケース、医療器具など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものといえます。

注 取得価額10万円未満の償却資産は、原則として申告対象外です。

また、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは、申告対象から除かれます。家屋の所有者以外の人(テナントなど)がその事業のために取り付けた附帯設備など(電気・給排水設備、内装など)は、家屋と一体であつても償却資産とみなされ、取り

要件

▽改修費用の自己負担額が50万円を超えていること

▽次の①から④までのうち、①を含む工事を行うこと

- ①窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)【必須】
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

注 外気などと接するものの工事に限る。申請手続

減額措置を受けようとする納税者は、改修後3カ月以内に、次の書類を添付して固定資産税の減額申請書(課税課にあり)を課税課資産税担当に提出してください。

- ▽工事明細書および領収書など
- ▽建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した「増改築等工事証明書」

住宅バリアフリー改修による固定資産税の減額措置が適用されても、省エネ改修工事を行った場合は、それぞれに減額措置が適用されます。詳しくは問い合わせください。

問 課税課資産税担当
TEL 06・6992・1474

付けた人(テナントなど)が納税義務者です。

問 課税課資産税担当

TEL 06・6992・1474

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な人へ

徴収猶予の「特例制度」を郵送で受け付けています。

新型コロナウイルスの影響により事業などに係る収入に相当の減少があった人は、無担保・延滞金なしで1年間、地方税の猶予が受けられる場合があります。

手続きには、申請書のほかに収入や現金・預貯金の状況がわかる資料などの提出が必要となるほか、各税目において各期別の納期限までに申請する必要がある場合があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

なお、減免制度ではありません。猶予期間後は納付していただく必要がありますので注意してください。

問 納税課
TEL 06・6992・1852〜1854

国民健康保険・後期高齢者医療 平日夜間・休日窓口開庁のお知らせ

保険課・保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。

国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料の納付相談などで、平日の日中に来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料の減免相談については郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。

平日夜間 11月24日(火)・26日(木)・27日(金)いずれも17:30~20:00

休日 11月29日(日)9:00~13:00

注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。

問 保険課 TEL 06-6992-1545 問 保険収納課 TEL 06-6992-1537